

第5章 遺伝子操作に関する罪

第159条 ① 重大な(身体)障害または疾病の根絶または減少(目的)とは異なる目的で、遺伝子型を変える方法で遺伝子を操作した者は、2年から6年の禁固刑および公職、公雇用、職業または職務について7年から10年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 遺伝子型の変更が重大な過失により行われた場合、刑は6月から15月の罰金および公職、公雇用、職業または職務について1年から3年の個別的公権剥奪となる。

第160条 ① 生物兵器または人類絶滅兵器作成のための遺伝子工学の使用は、3年から7年の禁固刑および公職、公雇用、職業または職務について7年から10年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 人の生殖と異なる目的で人の卵子を受精させた者は、1年から5年の禁固刑および公職、公雇用、職業または職務について6年から10年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

③ クローン技術または人種選別に向けられる他の方法による同一人の形成は、同じ刑に処せられる。

第161条 ① 代理母による生殖を、その者の同意なしに、実施した者は、2年から6年の禁固刑および公職、公雇用、職業または職務について1年から4年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② この犯罪の訴訟提起には、被害者またはその法定代理人の告発が必要である。その者が未成年者、特別な保護が必要な障害者または貧窮者であるときは、検察庁も告発できる。

第162条 本章に含まれる犯罪では、有責者がそれらの活動に従事する企業、組織または団体に一時的にでも所属していたときは、司法当局は第129条に規定される付加刑の1個または数個を(それら企業等に)科することができる。